

南佐久環境衛生組合下水道事業経営戦略

平成 29 年 3 月

南佐久環境衛生組合

目 次

第 1 章 経営戦略策定の目的	1
第 2 章 基本的な考え方	2
2-1 経営の基本方針	2
2-2 計画の位置付け	3
2-3 計画期間	3
第 3 章 現状把握と分析	4
3-1 下水道事業の現状と課題	4
3-2 下水道経営の現状と課題	10
第 4 章 投資・財政計画	16
4-1 投資及び財源試算1	16
4-1-1 投資試算（施設・設備投資の見通し）	16
4-1-2 財源試算（財源の見通し）	19
4-2 投資・財政計画	21
第 5 章 効率化・経営健全化の取組	22
第 6 章 計画の事後検証・更新	24
用語解説	25

第 1 章 計画策定の目的

下水道事業は、住民に不可欠なサービスを安定的に供給する役割を有しておりますが、一方で多額の設備投資を必要とすることから、将来に渡って持続可能な経営を行うことが重要です。

全国的に地方財政全体が厳しい状況下で、南佐久環境衛生組合の下水道事業の構成市町も例外ではなく、今後、人口減少が加速する中でも、周辺の汚水処理施設の統廃合に係る整備事業や、地震などの災害の事前対策、下水道施設の維持管理を行っていく必要があり、下水道事業全体に係わる経費及び財源の見通しの把握が急務となっています。

このような背景を踏まえて南佐久環境衛生組合では、下水道事業の健全で安定した継続的な事業経営と経営基盤の強化を図ることを目的に、実現可能な収支のバランスの取れた今後10年間の「南佐久環境衛生組合下水道事業経営戦略」を策定します。

第 2 章 基本的な考え方

2-1 経営の基本方針

持続可能で健全な経営に取り組むために、4点の基本方針を以下に示します。

(1) 快適な生活環境の実現

南佐久環境衛生組合では、平成6年度から下水道事業に着手しており、平成12年4月には一部供用開始しました。平成22年度までに下水道計画区域内の管渠整備をほぼ完了し、平成23年度以降は、周辺の汚水処理施設（農業集落排水施設、コミュニティ・プラント）の統廃合による汚水処理施設の広域化を行い、汚水処理全体でのコスト縮減に努めています。今後は、長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想に基づき、農業集落排水施設2施設を統合し、10年以内に下水道施設整備を完了します。

また、水環境の保全に向け、下水道への接続を促進するため戸別訪問活動等を強化します。

(2) 安全で安心な暮らしの実現

ストックマネジメントを導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、施設の適正な維持・更新を行っていきます。

東日本大震災や阪神・淡路大震災のような大規模震災時においても下水道の果たすべき役割を継続するため、耐震化に向けた施設の診断を行い必要な箇所は耐震化を進めます。

(3) 安定した経営基盤の確立

平成27年度の下水道法の改正により策定が義務付けられた事業管理計画を策定し、PDCAサイクルによる継続的な改良・向上を実施します。

また、処理施設の統廃合など汚水処理全体での施設管理運営の視点に立ち、周辺の汚水処理施設の統廃合を継続していきます。

(4) 住民参画の推進

下水道事業の概要や経営状況について住民への見える化を図るために、ホームページ等による広報活動を継続していきます。

また、小学校等の施設見学を継続し環境教育の強化を図ります。

2-2 計画の位置づけ

公営企業については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方公共団体に要請しています。本計画は、総務省が新たに定めた経営戦略策定ガイドライン（平成 28 年 1 月 26 日）に基づき策定するものです。

なお、計画策定に当たって、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した全国市町村別の推計人口値と整合を図っています。

2-3 計画期間

平成 29 年度を初年度とし、10 年後の平成 38 年度を計画期間とします。

また、経営状況を確認し必要な場合は随時見直しを実施します。

第 3 章 現状把握と分析

3-1 下水道事業の現状と課題

1) 下水道整備状況

南佐久環境衛生組合は、長野県の東南、南佐久郡の北部に位置する佐久市（旧臼田町）と佐久穂町（旧佐久町）およびその南部に接する佐久穂町（旧八千穂村）・小海町で構成される4町村による広域下水道として、平成6年に発足し、平成7年度から本格的な工事に着手しました。平成12年4月1日には一部供用開始し、現在は統合予定の農業集落排水施設（花岡・崎田地区、上地区）2施設の統合を残し、管渠の整備を完了しています。

現在の下水道全体計画区域の面積は639ha、事業計画区域の面積は606ha、平成27年度末の整備面積は、約584haとなっています。

表3.1 下水道事業の概要と普及状況（平成28年3月31日現在）

項		目	
建設事業開始年月日		平成 7 年 3 月 2 日	
供用開始年月日		平成 12 年 4 月 1 日	
排 除 方 式		分流式	
面 積	行 政 区 域		72,586 ha
	汚 水	全体計画区域	639 ha
		事業計画区域 A	606 ha
		整備済区域 B	584 ha
		整備率 B/A	96.4 %
人 口	行政人口 E		116,213 人
	処理区域内人口 F		13,765 人
	水洗化人口 G		10,545 人
普 及 率 F/E		11.8 %	
水 洗 化 率 ^{※35} G/F		76.6 %	

注）行政区域面積、行政人口は構成市村（佐久市、佐久穂町、小海町）の合計値

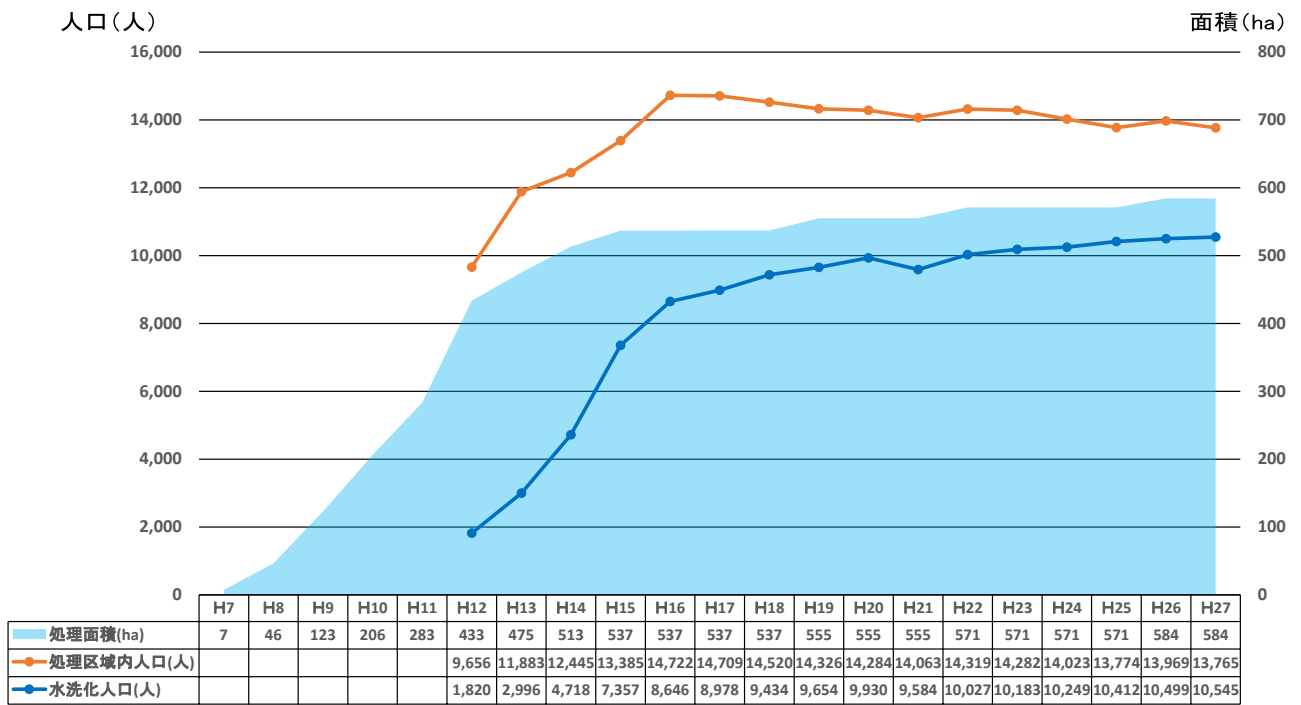


図3.1 下水道（污水）整備状況の推移

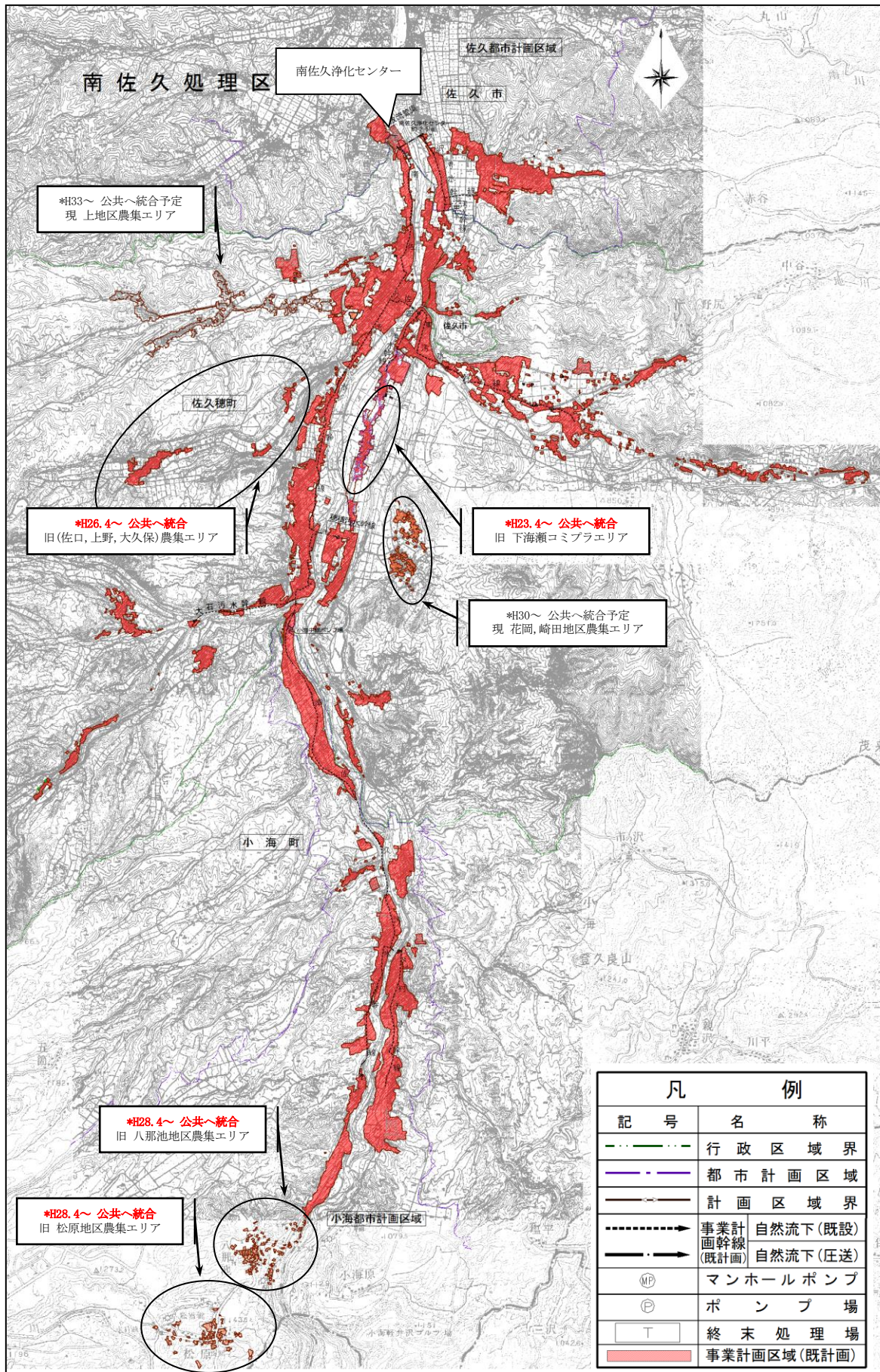


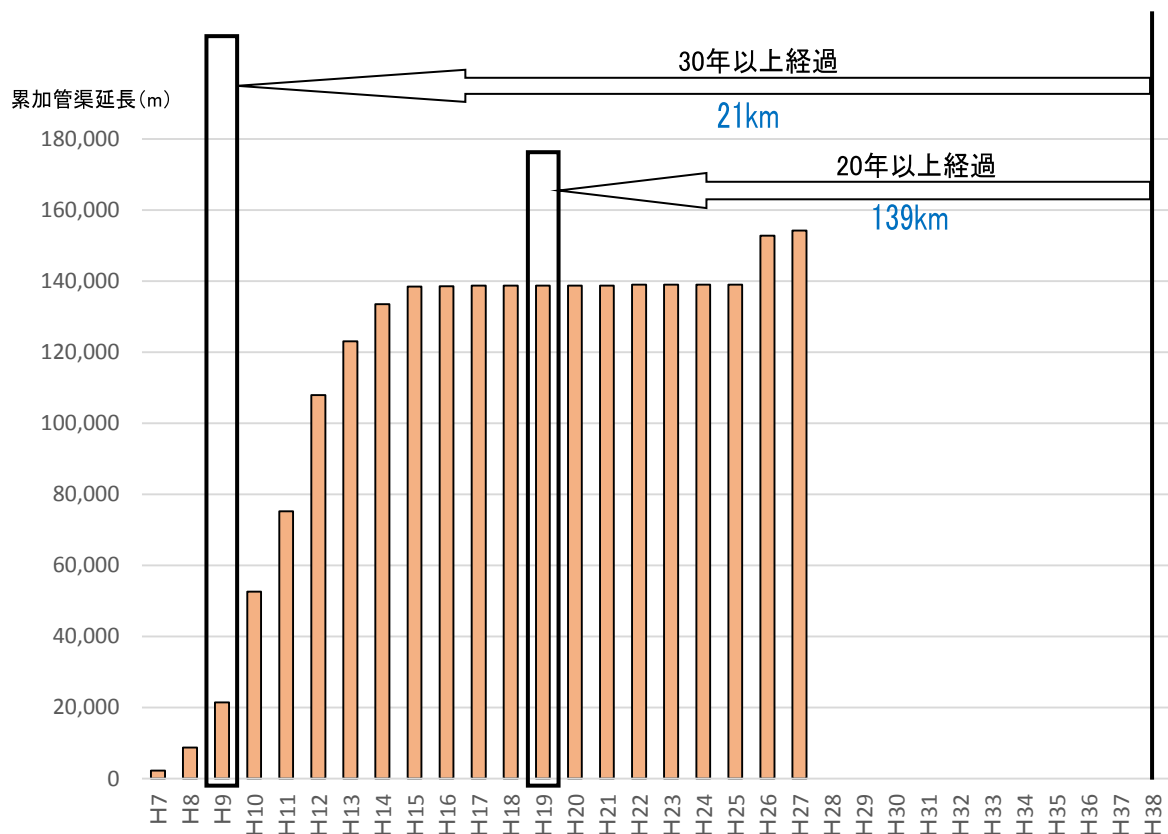
図3.2 下水道計画一般図(汚水)

2) 施設の老朽化

南佐久環境衛生組合の下水道は平成 6 年に事業基本計画に着手し、平成 27 年度末には整備を行った汚水管渠延長が約 154 kmに達しており、10 年後の平成 38 年度には、初年度に建設した管渠は約30年経過することとなり、平成 39 年以降は老朽化した施設の改築・修繕費用も増加する見込みです（図3.3参照）。なお、管渠と比較して耐用年数の短い下水処理場（南佐久浄化センター）では、長寿命化計画を策定後、既に改築・更新時期となり、更新を実施している状況です。

また、これまでの「整備拡張の時代」から改築・修繕も含めた「維持管理の時代」へと変化する過渡期ともいえる現在において、現況における施設の健全度を的確に把握し、機能停止の防止や道路陥没による事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図り、適切な管理を行うための準備が急務となっています。

このような状況下で、適切な時期に下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、ストックマネジメント手法を活用した計画的な改築事業を推進して行く必要があります。



注) 図中の延長には、農業集落排水施設など公共下水道以外で整備を行った管渠を含みます。

図3.3 平成38年度時点の経過年数別污水管渠延長

3) 地震への対応

過去に発生した阪神・淡路大震災、新潟県中越地震及び東日本大震災において、上下水道システムは多大な被害を受け、住民生活及び事業活動に大きな影響を及ぼし、住民の生命、財産を脅かす事態となり、下水道システムは、重要なライフラインとして再認識をすることとなりました。震災によりその機能を果たせなくなった場合、復旧に時間を要し、さらに二次災害を引き起こすことが想定されるため、被災した場合においても機能を維持することは、システムの信頼性を確立することが重要です。阪神・淡路大震災の被害を踏まえ耐震基準が強化され、平成12年度以降の重要な下水道施設に対しては耐震化が図られています。平成11年度以前に施工された施設は耐震化が十分に進んでいない状況です。そこで、被災時に備え重要な下水道施設の耐震化を図る「防災対策」、被災を想定して被害を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするための暫定対応としての「減災対策」を組み合わせた下水道管路施設総合地震対策計画を策定する予定です。

4) 下水道有収率の状況

施設の老朽化に伴う不明水の浸入量が増加し、下水道有収率が低下する可能性があります。南佐久環境衛生組合における有収率の状況は約 100 %で推移しており、現在、不明水はほとんど流入していないものと考えられます。しかし、管渠の老朽化に伴い不明水の浸入する量が増加し有収率が低下すると、汚水処理原価の増大に繋がるため、今後は、ストックマネジメント計画に基づき、定期的な点検・調査・清掃等を行い、状況を把握する必要があります。

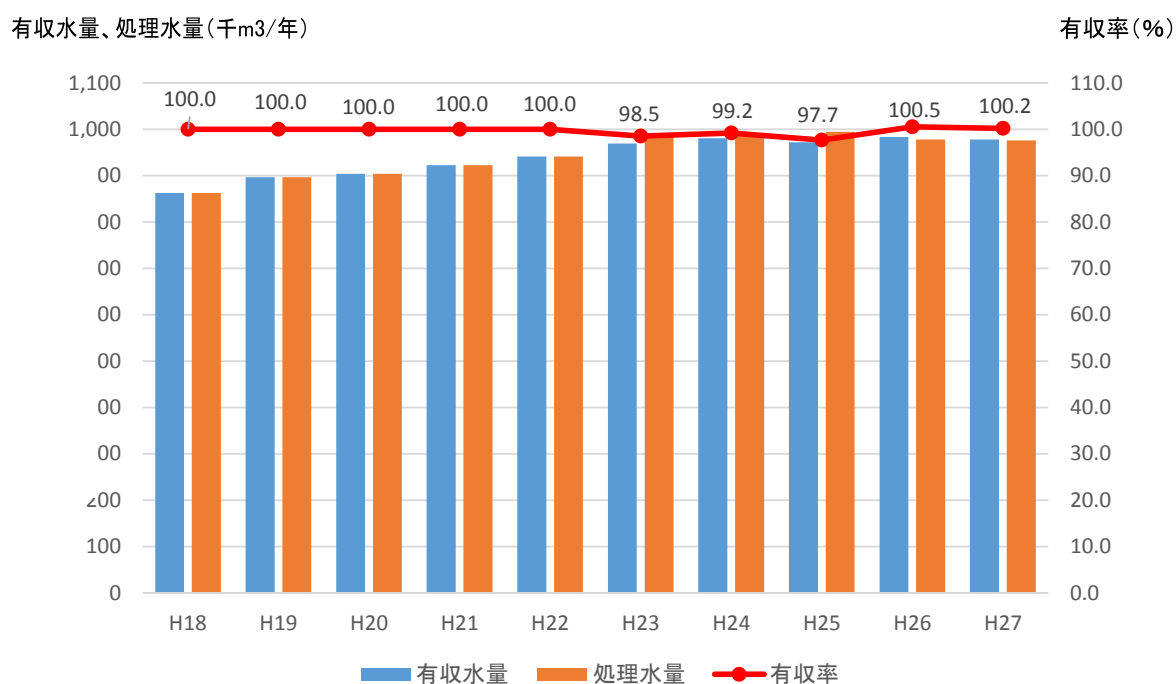


図3.4 有収率の推移

3-2 下水道経営の現状と課題

経営戦略の中心となる投資・財政計画は、試算を行った上で策定します。そのため、財源試算を取りまとめる前提として現在の経営の現状と課題を整理します。

南佐久環境衛生組合の下水道事業の経営は、下水道の管理に要する費用及び償還元金（借金の元本返済）を、下水道使用料だけでなく構成市町の一般会計からの繰入金で賄っています。また、下水道施設の新設及び改築に要する投資は地方債を充てています。地方債（借金）残高は減少しているものの、多額の地方債を抱えています。

1) 人口減少や高齢化の進展

全国的に人口減少、高齢化が進む中、南佐久環境衛生組合の構成市町においても人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の予測は図3.5に示すとおり、人口減少が加速する見通しとなっています。今後の人口減少は、下水道事業の主な収入である下水道使用料の減少にも繋がり、下水道経営に大きな影響を及ぼすこととなります。使用料対象経費の削減や収納率向上に努める一方で、適正な使用料単価の見直しを行うための検討が必要となります。

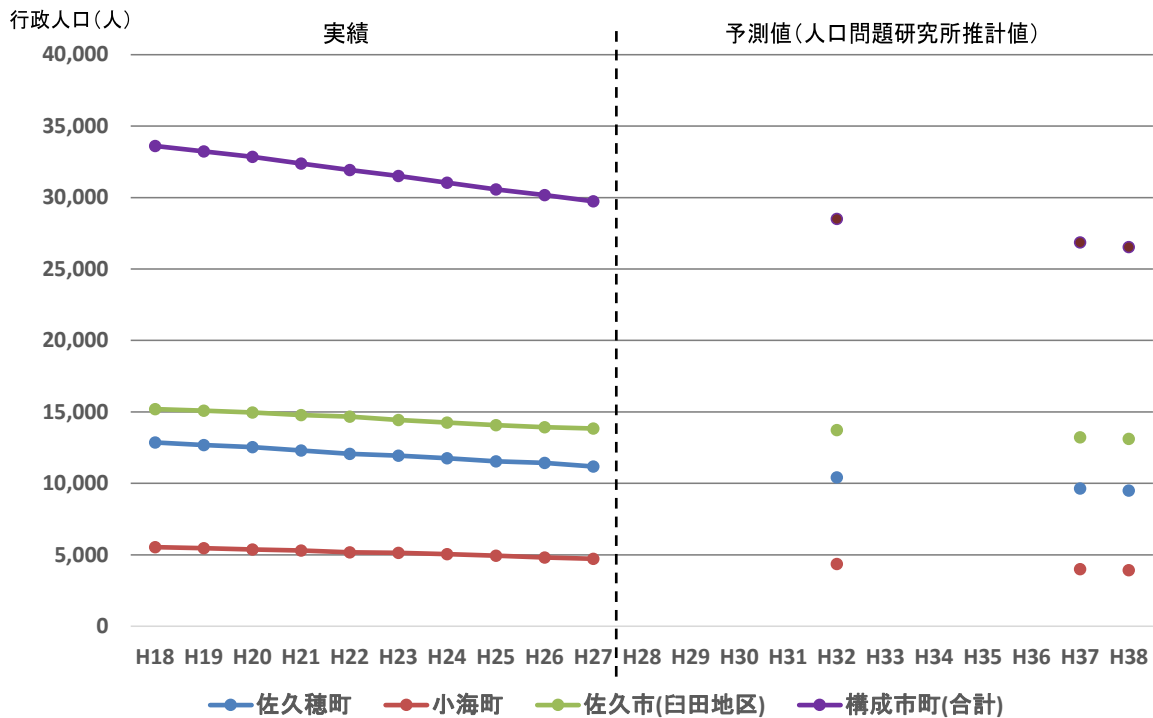


図3.5 構成市町の人口の推移と予測

2) 収支の状況

①地方債残高

起債残高の推移は、毎年減少傾向を示しており、最近 10 年間で35%減少しています。今後は、施設老朽化等による改築更新事業の増加が予想されることから、新たな起債により残高の増加が見込まれます。

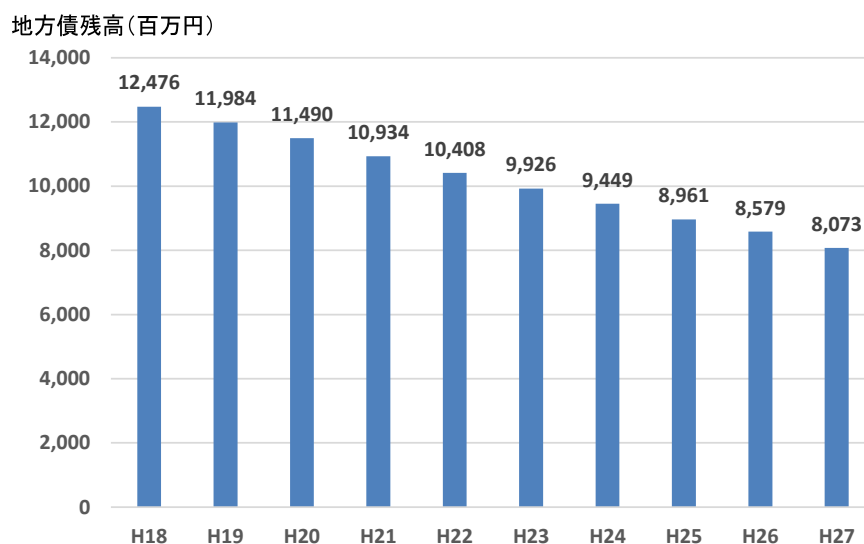


図3.6 地方債残高の推移(平成18年度～平成27年度)

②地方債償還金

地方債償還金は、発行した起債の償還額を表します。その額は平成24年度以降増加傾向にあります。今後は、特に施設老朽化による改築更新事業の増加が予想されることから、急激な償還額の増加を避けるために、事業の平準化を取り入れていく必要があります。

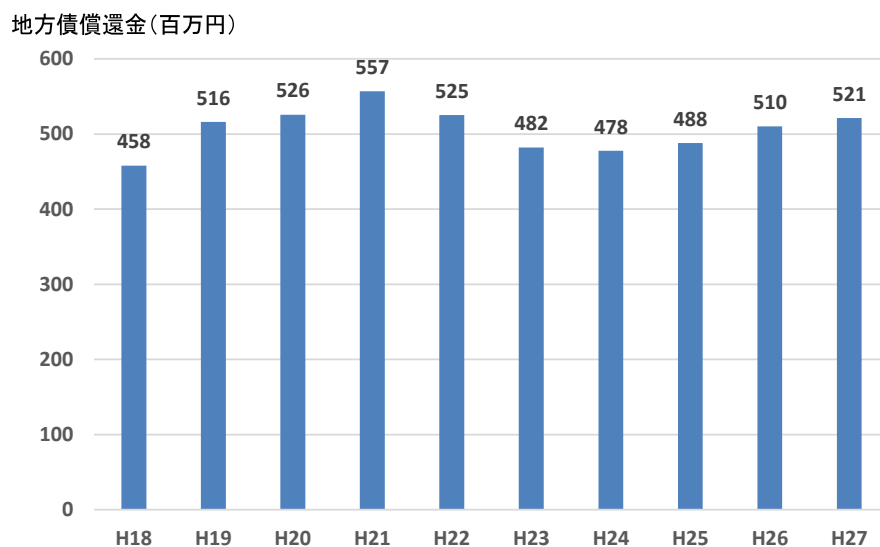


図3.7 地方債償還金の推移(平成18年度～平成27年度)

③支払利息

支払利息は、発行した起債にかかる利息を表しています。その額は平成22年度以降年々減少傾向にあります。

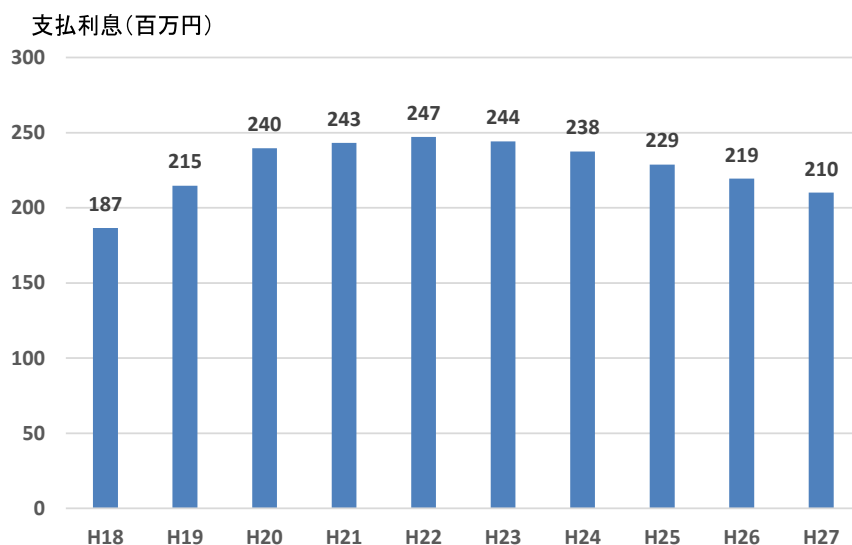


図3.8 支払利息の推移（平成18年度～平成27年度）

④下水道使用料

下水道使用料による収入は、下水道への接続率の向上に伴い微増傾向にあります。なお、現行の下水道使用料単価・体系は平成11年3月に設定されたものですが、類似団体と比較しても高額な設定であったため、料金改定は行っていない状況にあります。

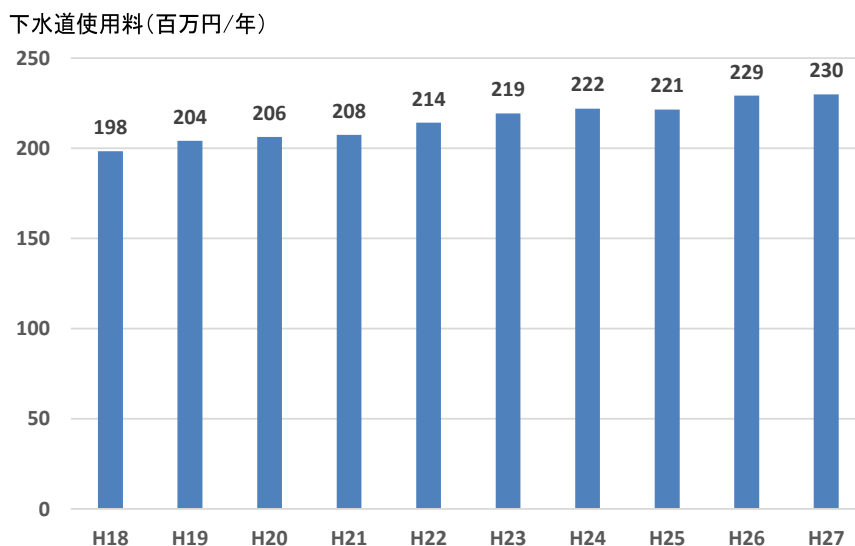


図3.9 下水道使用料の推移（平成18年度～平成27年度）

⑤一般会計繰入金（基準内）*組合では、構成市町からの分担金に該当します。

一般会計からの基準内繰入金（総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰入金について」に定める基準に基づく繰入金）は、概ね減少傾向にあります。

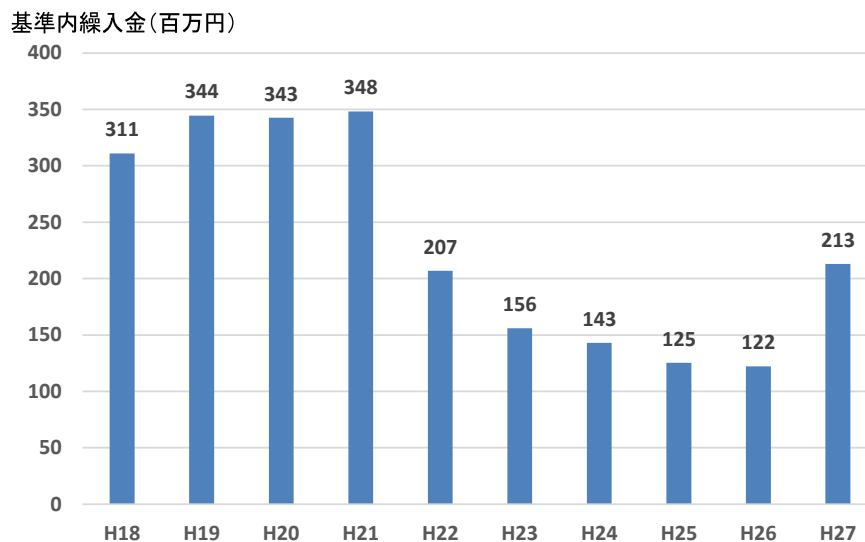


図3.10 一般会計からの基準内繰入金の推移（平成18年度～平成27年度）

⑥一般会計繰入金（基準外）*組合では、構成市町からの分担金に該当します。

一般会計からの基準外繰入金（基準内繰入金以外）は、増加傾向にあります。

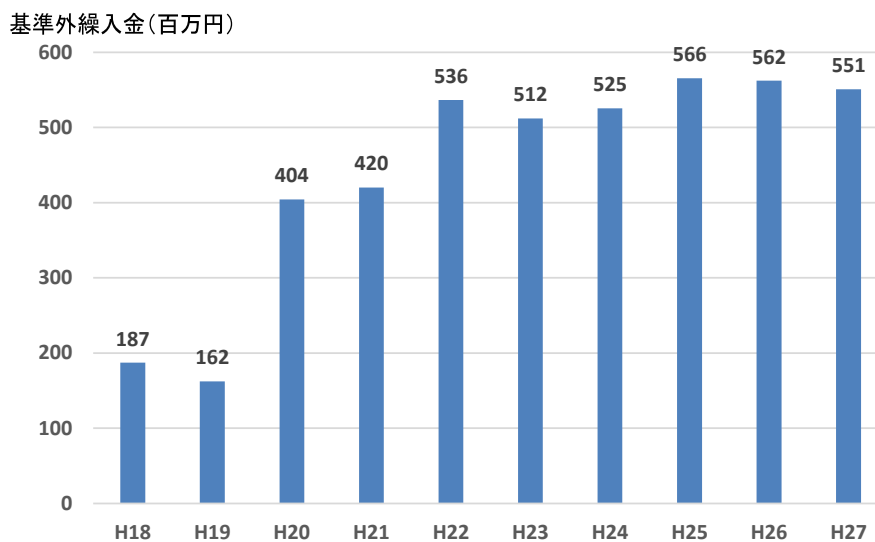


図3.11 一般会計からの基準外繰入金の推移（平成18年度～平成27年度）

3) 経営分析

①収支比率

収益的収支比率は、地方公営企業法の非適用企業において企業という經常収益比率に代替される指標であり、総収益÷（総費用＋地方債償還金）で示され、総費用に地方債償還金を加えた費用を料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益でどの程度賄えているかを表しています。数値が大きいほど財政的に健全性が高いと判断できますが、地方債償還金が高額なことから低い状況で推移しています。

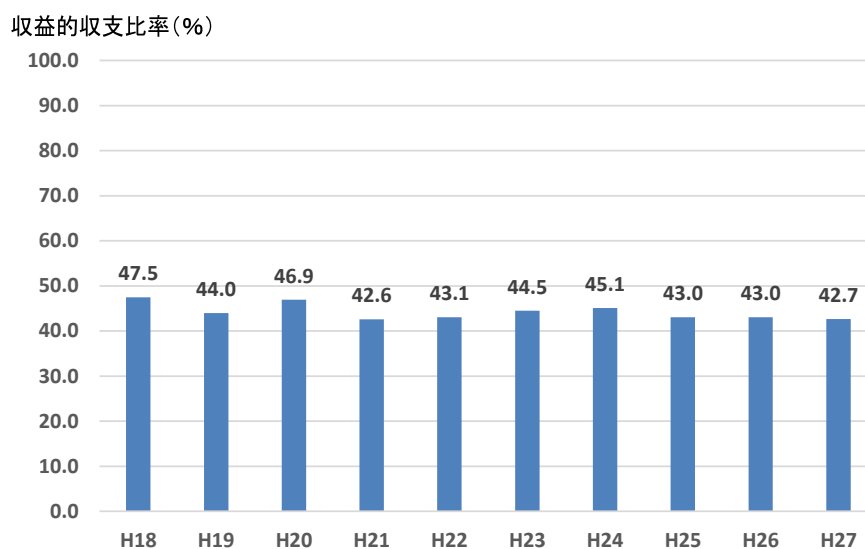


図3.12 収益的収支比率の推移（平成18年度～平成27年度）

②経費回収率

経費回収率は、下水道使用料単価に対する汚水処理原価の比率であり、汚水処理費用を使用料収入で賄えていない状況です。

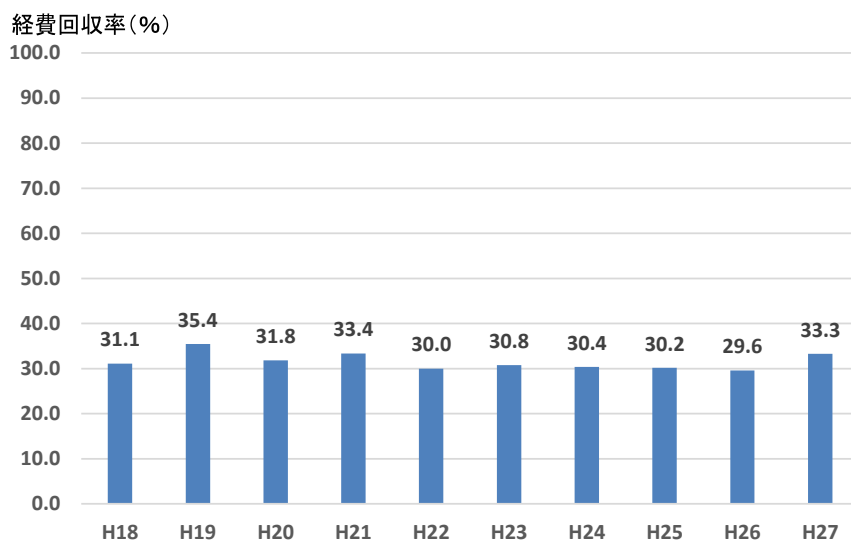


図3.13 経費回収率の推移（平成18年度～平成27年度）

③汚水処理原価

汚水処理原価は、地方公営企業法の非適用企業において、下水道有収水量 1 m³あたりの汚水処理費（維持管理費と資本費（汚水に係る支払利息及び起債償還金））であり、近年は微増傾向にあります。使用料平均単価が200円/m³台に対し、600～800円/m³で推移しており、独立採算の観点から厳しい経営状況にあります。

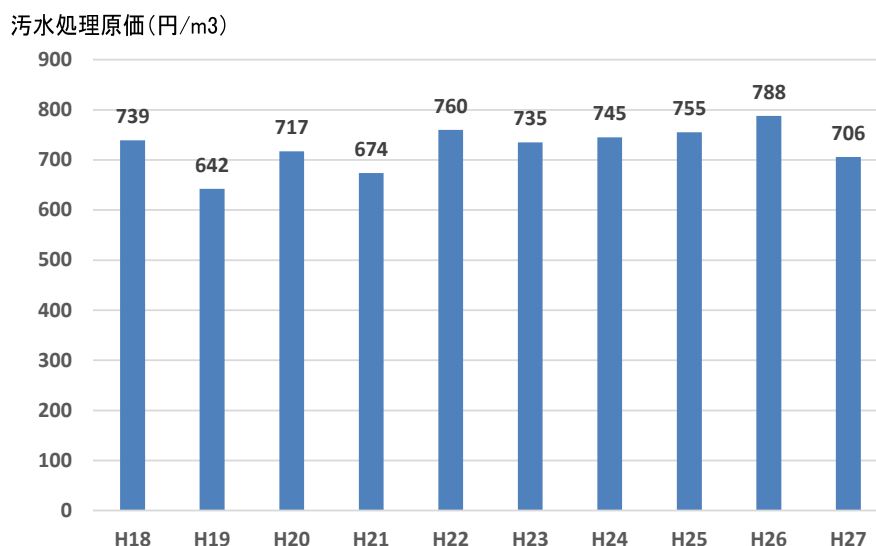


図3.14 汚水処理原価の推移（平成18年度～平成27年度）

4) まとめ

収支の状況や経営分析からも経営状況が厳しいことは、短期間で一斉に施設整備（投資）された事業費のために借入れた地方債が高額であることがあげられます。これは、昨年度から公表している「経営比較分析表」における類似団体との比較からも、平均値を上回っている状況です。*別添「経営比較分析表」を参照

また、人口の減少、節水機器の普及、節水意識の高まり等の影響による使用料収入の減少が、さらに経営状況を悪化させる要因となることが懸念されます。

このように収支状況・経営分析面からは、従来から実施している未水洗化家屋の早期の水洗化推進、使用料等の未収金対策、井戸水の使用調査等を強化し、住民負担の公平性を確保していくことを踏まえ、投資・財政計画を策定する必要があります。

第4章 投資・財政計画

下水道事業を将来にわたり安定的に継続するため、事業及び経営の現状と課題を整理し、投資試算及び財源試算を行った上で、投資・財政計画を策定します。

投資・財政計画は、今後10年間の投資試算である支出と財源試算である収入の均衡を図り作成します。

4-1 投資及び財源試算

4-1-1 投資試算（施設・設備投資の見通し）

管渠等施設状況の現状把握と分析を通して課題を整理し、将来必要な事業である「改築更新事業」、「耐震対策事業」、「新規整備事業」等、各種施策について優先順位を設定します。その上で事業費を試算し、各年次の投資試算を行います。

(1) 投資の考え方

1) 改築更新事業（長寿命化対策）

南佐久浄化センターの改築更新費用及び平成29年度以降3カ年で策定予定のストックマネジメント計画策定費用を見込みます。

2) 耐震対策事業

投資額の抑制、事業の効率化の観点から、南佐久浄化センターの改築更新と合わせて事業を実施します。なお、事業費は改築更新費用に見込みます。

3) 新規整備事業（汚水整備）

平成29年度に農業集落排水施設（花岡・崎田地区）の統合（平成30年度供用）のための管渠整備費を、平成32年度に農業集落排水施設（上地区）の統合（平成33年度供用）のための管渠整備費を見込みます。

(2) 事業費の将来予測

1) 改築更新事業（長寿命化対策）

今後10年間の改築更新事業は、現行の長寿命化計画を参考に処理施設の老朽化の度合いや事故が発生した場合の影響度、また、事業全体の投資額等を勘案した優先順位により作成した改築更新事業スケジュールに基づき、改築更新費用及び平成29年度以降3カ年で策定予定のストックマネジメント計画策定費用を見込みます。

なお、更新を計画的・効率的に進めるため、更新時期を分散することにより、将来見込まれる更新投資額を平成35年度以降平準化しています。

表 4.1 今後 10 年の対策量及び事業費

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	
事業概要	← ストックマネジメント計画策定 →					
事業費(百万円)	32	20	20	10	76	
項目	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	合計
事業概要		南佐久浄化センター長寿命化対策 →				
事業費(百万円)	10	26	26	26	26	272

注) 事業費は税抜き表示

改築更新事業の内容は、平成 32 年度（最終沈殿池、紫外線消毒槽、汚泥処理棟の改築設計）、平成 33 年度（最終沈殿池、紫外線消毒槽、汚泥処理棟の改築工事）、平成 34 年度（オキシデーションディッチ、最終沈殿池の改築設計）、平成 35～38 年度（オキシデーションディッチ、最終沈殿池の改築工事）となっています。

また、ストックマネジメント計画策定費用、南佐久浄化センター改築更新事業費は、全て国庫補助対象事業（50/100 補助）であり、改築更新事業は高率補助（55/100 補助）対象として財源内訳を整理します。

2) 耐震対策事業

平成27・28年度に南佐久浄化センター再構築（耐震実施設計）設計を行い、耐震化が必要で緊急性の高い箇所については、改築更新事業と合わせて工事を行う予定であり、その事業費は改築更新事業費に見込まれています。

3) 新規整備事業（污水整備）

新規整備事業として、平成29年度に農業集落排水施設（花岡・崎田地区）の統合のための管渠整備費を、平成32年度には農業集落排水施設（上地区）の統合のための管渠整備費を見込み、管渠整備延長は900mを予定しており、この整備をもって、周辺の污水处理施設の統廃合による污水处理全体としての施設管理運営費用の縮減が図られることとなります。

表 4.2 今後 10 年の整備量及び事業費

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	
処理区域面積 (ha)	597	606	606	606	639	
処理区域内人口 (人)	13,931	14,041	13,850	13,657	14,033	
水洗化人口 (人)	10,932	11,148	11,064	10,974	11,455	
普及率 (%)	47.6	48.4	48.2	47.9	50.0	
水洗化率 (%)	78.5	79.4	79.9	80.4	81.6	
整備延長 (m)	700	0	0	200	0	
事業費 (百万円)	100	0	0	20	0	
項目	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	合計
処理区域面積 (ha)	639	639	639	639	639	—
処理区域内人口 (人)	13,823	13,614	13,404	13,194	12,994	—
水洗化人口 (人)	11,347	11,137	11,125	11,011	10,903	—
普及率 (%)	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	—
水洗化率 (%)	82.1	82.5	83.0	83.5	83.9	—
整備延長 (m)	0	0	0	0	0	900
事業費 (百万円)	0	0	0	0	0	120

注1) 事業費は税抜き表示

注2) 普及率算定時の行政人口は佐久市の旧臼田町分で算定

4-1-2 財源試算（財源の見通し）

下水道経営の現状と課題を踏まえ、計画期間内に必要な財源について試算を行います。試算にあたっては、各財源の水準、構成について検討を行い額を計上します。

財源試算における主な財源の考え方及び目標は以下のとおりとします。

（1）財源の考え方

1）地方債

過度な借入にならないよう、世代間負担の公平性を意識し借入額を決定し、原則として償還額の範囲内で新規の借入を行うこととし、残高を削減します。

利率は、今後も低金利が続くものと考え、1.5%で見込みます。

2）国庫補助金

補助対象事業に対して、今後も同程度の支援が継続されると想定し、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、将来の建設改良費に対する交付額を計上します。

補助対象事業費に対して、補助率 50 %（処理場55%）で試算します。

なお、国庫補助金の交付に必要な図書は平成28年度に作成済みです。

3）一般会計繰入金

構成市町担当部局と調整を図り決定します。

4）下水道使用料

使用料の試算は、現状を踏まえ人口動向に基づき算出しますが、人口減少や節水機器が普及する中で現行の料金体系を維持した場合、減少の一途をたどることが見込まれるので、料金対象経費の削減や収納率向上に努める一方で、受益者負担の観点から使用料の段階的な見直しを進める必要があります。

（2）目標の設定

1）地方債

過度な借入にならないよう、世代間負担の公平性を意識し借入額を決定します。利率は、今後も低金利が続くものと考え1.5%で見込みます。また、資本費の支出の大きな割合を占める地方債の影響で収支ギャップが発生した場合は、使用料の改定検討には時間を要するため、資本費平準化債を活用しギャップの解消を図ります。

2) 一般会計繰入金

繰出基準に基づく額の繰入ができるよう、市町担当部局と調整を図り決定します。試算上は予算ベースの平成29年度の額で据え置きとします。

3) 下水道使用料

下水道使用料は現状を踏まえ、人口動向に基づき積算した額とします。

使用料の改定検討には時間を要するため、財政計画上は現料金体系を据え置きし試算します。

(3) 建設改良費に係る財源試算結果

建設改良費に係る財源内訳(千円)

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
国費	66,000	10,000	10,000	15,500	41,800	5,500	14,300	14,300	14,300	14,300
起債	59,400	9,000	9,000	13,000	30,400	4,000	10,400	10,400	10,400	10,400
他会計繰入金など	6,600	1,000	1,000	1,500	3,800	500	1,300	1,300	1,300	1,300

4-2 投資・財政計画

投資試算、財源試算で生じた収支ギャップ「資金不足、収益性の低迷」が、資本費平準化債を活用することで解消する投資・財政計画を作成しました。

(単位:千円,%)

区 分		年 度										
		H28 本年度 (予算)	H29 1年度	H30 2年度	H31 3年度	H32 4年度	H33 5年度	H34 6年度	H35 7年度	H36 8年度	H37 9年度	H38 10年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	357,832	373,830	384,818	374,897	371,188	360,960	350,649	339,630	329,055	318,092	318,955
	(1) 営 業 収 益 (B)	231,841	230,656	243,172	241,641	239,377	249,867	247,512	245,113	242,870	240,185	237,829
	ア 料 金 収 入	231,776	230,590	243,112	241,281	239,317	249,807	247,452	245,053	242,610	240,125	237,769
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ その他	65	66	60	360	60	60	60	60	260	60	60
	(2) 営 業 外 収 益	125,991	143,174	141,646	133,256	131,811	111,093	103,137	94,517	86,185	77,907	81,126
	ア 他 会 計 繰 入 金	109,025	137,578	136,346	127,956	126,511	105,793	97,837	89,217	80,885	72,607	75,826
	イ その他	16,966	5,596	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	2 総 費 用 (D)	357,832	373,830	384,818	374,897	371,188	360,960	350,649	339,630	329,055	318,092	318,955
	(1) 営 業 費 用	190,481	208,352	219,197	219,709	220,229	220,757	221,293	221,837	222,389	222,762	223,135
	ア 職 員 給 与 費	39,272	39,636	34,197	34,709	35,229	35,757	36,293	36,837	37,389	37,762	38,135
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ その他	151,209	168,716	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
	(2) 営 業 外 費 用	167,351	165,478	165,621	155,188	150,959	140,203	129,356	117,793	106,666	95,330	95,820
	ア 支 払 利 息	145,311	135,470	126,921	116,288	111,859	100,903	89,856	78,093	66,766	55,330	55,720
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	296	659	290	290	290	290	290	290	290	290	290	
イ その他	22,040	30,008	38,700	38,900	39,100	39,300	39,500	39,700	39,900	40,000	40,100	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)												
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	681,580	693,693	620,459	632,349	687,794	747,212	692,468	718,288	719,620	719,898	724,679
	(1) 地 方 債	19,000	38,500	9,000	12,500	61,000	73,400	47,000	55,400	48,400	40,400	48,400
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債				3,500	48,000	43,000	43,000	45,000	38,000	30,000	38,000
	(2) 他 会 計 補 助 金	574,049	600,200	601,432	609,822	611,267	631,985	639,941	648,561	656,893	665,171	661,952
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	39,000	51,000	10,000	10,000	15,500	41,800	5,500	14,300	14,300	14,300	14,300
	(6) 工 事 負 担 金	5,901	1,940									
	(7) そ の 他	43,630	2,053	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	2 資 本 的 支 出 (G)	681,563	693,670	617,880	627,822	685,172	743,043	687,025	714,082	715,191	717,706	720,756
	(1) 建 設 改 良 費	111,074	111,050	20,000	20,000	30,000	76,000	10,000	26,000	26,000	26,000	26,000
	ウ ち 職 員 給 与 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	544,180	555,946	570,853	580,795	628,145	640,016	649,998	661,055	662,164	664,679	667,729
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	26,292	26,651	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
(5) そ の 他	17	23	27	27	27	27	27	27	27	27	27	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	17	23	2,579	4,527	2,622	4,169	5,443	4,206	4,429	2,192	3,923	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	17	23	2,579	4,527	2,622	4,169	5,443	4,206	4,429	2,192	3,923	
積 立 金 (K)												
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	5,381	5,398	5,421	8,000	12,527	15,149	19,318	24,761	28,967	33,396	35,587	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	5,398	5,421	8,000	12,527	15,149	19,318	24,761	28,967	33,396	35,587	39,511	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	5,398	5,421	8,000	12,527	15,149	19,318	24,761	28,967	33,396	35,587	39,511	
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	39.7	40.2	40.3	39.2	37.1	36.1	35.0	33.9	33.2	32.4	32.3	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	231,841	230,656	243,172	241,641	239,377	249,867	247,512	245,113	242,870	240,185	237,829	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)												
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	231,841	230,656	243,172	241,641	239,377	249,867	247,512	245,113	242,870	240,185	237,829	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
45 地 方 債 残 高 (X)	7,660,413	7,142,967	8,106,298	7,991,358	7,881,034	7,782,641	7,697,038	7,624,950	7,563,508	7,513,886	7,464,405	

〇他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度										
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 支 分		109,025	137,578	136,346	127,956	126,511	105,793	97,837	89,217	80,885	72,607	75,826
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	41,497	47,396	47,236	46,145	45,957	43,264	42,230	41,109	40,026	38,950	39,368
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	67,528	90,182	89,110	81,811	80,554	62,529	55,607	48,108	40,859	33,657	36,458
資 本 的 収 支 分		574,049	600,200	601,432	609,822	611,267	631,985	639,941	648,561	656,893	665,171	661,952
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	74,626	78,026	78,186	79,277	79,465	82,158	83,192	84,313	85,396	86,472	86,054
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	499,423	522,174	523,246	530,545	531,802	549,827	556,749	564,248	571,497	578,699	575,898
合 計		683,074	737,778	737,778	737,778	737,778	737,778	737,778	737,778	737,778	737,778	737,778

第 5 章 効率化・経営健全化の取組

平成32年度から地方公営企業法を適用する予定であることから、公営企業として事業の効率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、経営能力の向上を図らなければなりません。

また、投資事業には多額の資金が必要となることから、投資の所要額と下水道使用料などの財源の見通しを均衡させることが非常に重要なため、下水道事業の徹底した効率化・経営健全化に取り組む必要があります。そのため実施すべき事業内容及び整備目標水準を明確にし、次の取組みを実施していきます。

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

事業管理に必要な補完体制の確立、技術力の維持・継承のため、具体的な執行体制を検討します。

脆弱な管理体制を避けるため、地方公営企業として継続するための人員確保および職員の意識改革と計画的な職員育成を実施します。

(2) 広域化・民間資金、ノウハウの活用に関する事項

南佐久環境衛生組合では、周辺の汚水処理施設の広域化は継続的に実施しています。今後は本格的な人口減少社会の到来が見込まれているため、効率的な施設管理として既存施設の活用、水道等他分野との連携、行政界を超えた複数の各地方公共団体間における地域的な連携による広域化・共同化を検討します。

(3) その他の経営基盤の強化に関する事項

施設の計画的な点検・調査及び改築・更新を促進するため財源の確保に努めます。

平成32年度に地方公営企業会計を導入する予定であり、導入後は、財務諸表である損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー等を活用し、経営の見える化によるアカウントビリティーの向上を促進します。

今後も汚水処理費の削減と適正な使用料金体系に努め、回収率の向上を図ります。

(4) 資金に関する事項

安定した財政運営を行うため、資金収支に不足が生じないよう資金管理をします。

(5) 情報公開に関する事項

下水道事業の経営状況については、使用料及び税金等の形態で経営を支え、そのサービスの受益者である住民への公表が求められるので、下水道の役割に加え経営状況など下水道の実態についても、構成市町ホームページで正しくわかりやすく伝えます。

(6) その他の重点事項

最終目標として、「人・モノ・カネ」の持続可能な一体管理（アセットマネジメント）を目指します。

第 6 章 計画の事後検証・更新

(1) 評価の方法

下水道事業は地方財政上、公営企業と位置づけられています。

そのため総務省は、法適用の有無に関わらず各団体の公営決算状況を毎年公表しています。

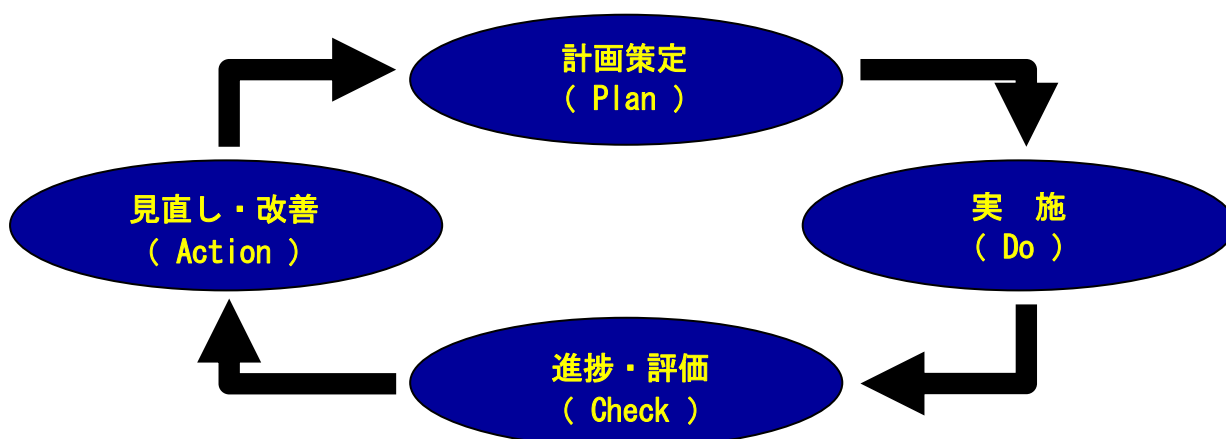
これは、全国全ての下水道事業を行っている団体が作成することとなっており、事業を経費回収率などの同じ物差しで図っていることから、行政規模が同規模などの類似団体との経営比較が容易に行えます。

このように総務省の公表している決算状況や経営指標を活用し、また、財務諸表の分析を充実することで、経営状態の評価を実施していきます。合わせて下水道事業及び経営の考え方で設定した目標値の達成状況の確認も行っていきます。

(2) 評価の時期

計画達成状況の評価方法は、平成 29 年度から 38 年度の投資・財政計画に対して、当該年度の決算をまとめ、実績と計画の比較を行った上で決算状況を公表します。

見直しにあたっては、経営計画の達成状況の評価し、「投資・財政計画」やこれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を反映させるため、計画策定（Plan）－実施（Do）－進捗・評価（Check）－見直し・改善（Action）を 3 年サイクルで行います。



用語解説

汚水処理原価

有収水量 1m³ あたりの汚水処理に要した費用であり、資本費（汚水分）と維持管理費（汚水分）の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

算定式は、汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量となります。

企業会計

地方公共団体の企業的活動に関する諸会計の総称です。具体的には、公営企業会計(上水道、交通、電気、ガス、下水道等)、国民健康保険事業会計、収益事業会計(宝くじ、競馬、競輪等)、公益質屋事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学付属病院事業会計という7種類の事業会計が公営事業会計に含まれます。

経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

下水道経営は、独立採算が基本であることから、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す経費回収率 100%以上であることが必要です。

算定式は、下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100 となります。

資本的収支

施設の建設改良に関する投資的な収入と支出のことを言います。例えば、収入は企業債や国庫補助金など、支出は施設の建設改良費や企業償還金などです。

収益的収支

経営活動に伴って年度内に発生する収入と支出のことを言います。例えば、収入は下水道使用料や他会計負担金など、支出は施設の維持管理費や人件費などです。

地方公営企業法

この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的としたものです。

有収水量

下水道で処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料収入の対象となる水量のことを言います。